

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 352 回

10月の中部3県の倒産件数は66社と、前年同月比14%減少しています。業種別では飲食などのサービス業が27件、そして建設業が14件、卸売業が8件となっています。この厳しい環境下で、銀行借入資金が十分であったためかもしれませんが、皆様大変頑張ってみえることがよくわかります。

しかし冬場に入りコロナが再流行し、資金的にも賞与資金等が必要となることを考えますと、決して安閑としておれない状況であることには変わりありません。資金の面では特に十分準備をしておいてください！！

ところで「9割の会社は社長で決まる」と言われるように、生きるも死ぬも社長の努力次第であることは間違いありません。いつもお話していますが、会社が生きぬくための社長のルールをまた少し下に記します。役立ててください。これから10年潰れない会社を作ってください。

◆ルール◆

1. 経営者と個人の人格は必ず分けてください。あなたの姿を従業員の皆様が見ています。
2. 余剰金の30%を「現在の投資」に、70%を「未来の投資」に使ってください。キャッシュの使い方の下手・上手はあなたの会社の将来を決めます。
3. 人を育てるのではなく、人が育つ環境を作ってください。研修等は社長も一緒に参加してください。勉強してください。
4. 現場主義を徹底してください。現場は今の時流をあなたに教えてくれます。
5. 人は必ず飽きるものであることを心得てください。進化・改革の必要性がよくわかります。お客様はあなたの会社の商品にもう飽きているかもしれません。

やはり日々勉強ですね。遅れないように頑張ってください。

前田の《今人生を語る》第 257 回
めざめよ日本人 (179)

さあ来年も想いを刻んでください。想いは必ず実現します。また「柔軟」な考え方を持ってください。そしてあなたが進化してください。また事前準備は必ず必要です。お願いします。

来年はどんな外部環境になるか、安易にとらえず厳しく考え対応してください。コロナだけでなく、対中国、対アメリカ…いろいろな国難が待ち受けています。

安全性・信頼性が確保された5G設備の導入を促進する観点から、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給および導入の促進に関する法律の規定に基づく、認定導入計画に従って導入される一定の5G設備に係る投資について、次のいずれかの措置の適用を受けられる制度が創設されました。

- ① 一定の5G設備の取得価額の30%相当額を限度とする特別償却
- ② 一定の5G設備の取得価額の合計額の15%相当額の法人税額の特別控除（法人税額の20%が限度）

5G情報通信インフラを早期に広く普及させるため、全国基地局を前倒し整備を支援する「全国5G」とともに、自ら5Gシステムを構築可能とする「ローカル5G」の整備を支援するために創設されました。

適用対象法人

青色申告法人のうち認定導入事業者（主務大臣の認定を受けた特定高度情報通信技術活用システム導入計画（以下「認定導入計画」という）に従って実施される一定システムの導入（主務大臣の確認を受けたものに限る）を行う事業者をいいます）

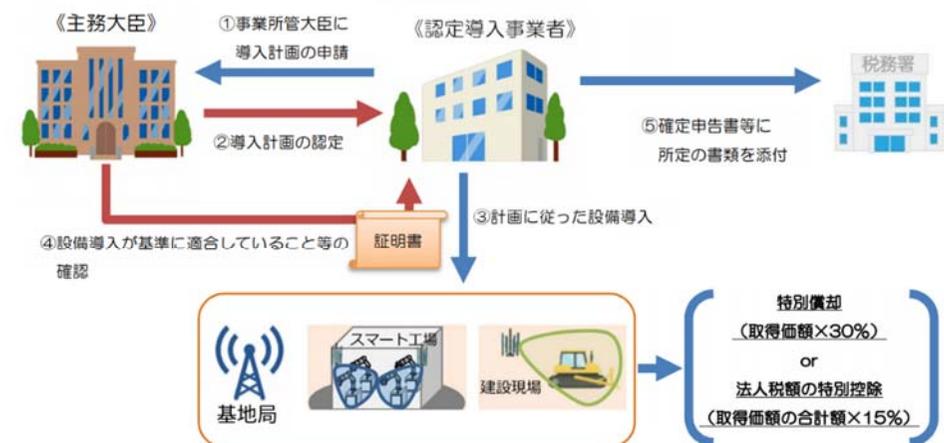
適用対象年度

令和2年8月31日から令和4年3月31日の期間内に一定の認定特定高度情報通信技術活用設備の取得等をして、事業の用に供した日を含む事業年度

適用対象設備

この制度の対象となる認定特定高度情報通信技術活用設備とは、認定導入計画に記載された機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物のうち一定の要件を満たすものであることについて主務大臣の確認を受けたものをいいます。

（国税庁HPより）



（注） イメージ図は、特定高度情報通信技術活用システム導入促進法を基に作成しています。